

岩手県告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定納付受託者		指定年月日
名 称	住所又は事務所の所在地	
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	令和4年4月1日
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6番1号	〃
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	〃
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	〃
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	〃
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	〃
株式会社東北ジェーシービーカード	盛岡市本宮一丁目6番8号	令和4年4月8日